

適正規模・適正配置の方策の方向性（案）の考え方等について

今後、方策の方向性（案）に基づき検討を進めていくが、検討に当たり更に審議が必要な事項として次の2点が考えられる。

1 各地区内に小学校及び中学校をそれぞれ1校維持することを前提とした方策の検討について（資料2 P 4）

基本方針では、通学区域の再編成を伴う方策（通学区域の変更、学校の統廃合等）については、地域コミュニティとの関係性や通学区域編成の経緯を踏まえ、市政施行前の旧町村域による8地域を基に通学区域を検討するものとしている。

本取組の推進に当たり、令和4年度に実施した説明会やアンケート調査では、方針で定める8地域に加え、市民に身近な自治会区域を基本とした15の地区単位を考慮し、学校を維持すべきとの意見が多く挙がったことや、本委員会においても、地域ごとの特性を踏まえ「全地区一律で進めるべきではなく、地区の事情を考慮すべき」など御意見をいただいている。

こうした御意見を踏まえ、通学区域の再編成を伴う方策については、原則、各地区内に小学校及び中学校をそれぞれ1校は維持することを前提に検討を進めることとしているが、この考え方の妥当性について整理する必要がある。

2 方策実施に係る考え方等について（資料2 P 7～9）

各種方策の実施に当たっては、実施時期の時期、小中一貫教育や小中一体型施設、また、方策実施に係る留意事項等についての方向性も併せて記載しているが、今後、方向性を定めるに当たり、更に検討すべき考え方や留意すべき事項について、整理しつつ検討を進めたい。